

粧連株式会社に対する支援決定について

平成16年9月28日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1．対象事業者の氏名又は名称
粧連株式会社

2．対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称
株式会社北海道銀行

3．事業再生計画の概要： 別紙

4．主務大臣の意見
意見なし

5．事業所管大臣の意見
意見なし

6．買取申込み等期間： 平成16年9月28日から
平成16年11月17日まで

7．一時停止要請

法第24条第1項に基づき、関係金融機関等に対して、上記6に記載する買取申込み等期間が満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

8．一般の債権の取扱い

対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

9. 支援決定についての機構の考え方

対象事業者は、北海道内で化粧品・日用雑貨の卸売業として営業を展開している道内シェア第2位の企業です。化粧品・日用雑貨のナショナルメーカーを中心に商品を仕入れ、ドラッグストア、スーパー等道内の大手小売業を中心に販売するという幅広い顧客基盤を有し、また、対象事業者が持つ少量多品種頻度化に対応した物流・在庫管理機能は、小売店からみて欠かせないものとなっています。

しかしながら、高度化する小売側ニーズへの対応を背景に全国卸による地場卸の再編が進行し、情報量、提案力、物流、配送システム等の格差が拡大する環境下、主に1990年代以降に行った海外事業の失敗に起因する過剰債務を抱えて財務的には窮境にあり、自力による再建は困難と判断されます。

本件事業再生計画の骨子は、(1)金融支援による過剰債務の解消と、(2)スポンサーとなる株式会社パルタック(以下、「パルタック」という。)への営業譲渡を通じた事業再構築です。

これらを通じて、対象事業者は、パルタックの顧客基盤を活用した取引ルート拡大や取引条件改善等によるスケールメリットの追求、全国化粧品・日用品卸大手であるパルタックのノウハウ、オペレーション・システム等の導入による効率化を実現し、地域に欠かせない化粧品・日用品卸売業者として速やかな事業再生を果たすことが可能と考えています。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階 株式会社産業再生機構 企画調整室 電話番号 03-6212-6437
--